

令和7年1月10日

畑詰区の皆様

畑詰区 区長 城戸 正信

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

畑詰区の皆様におかれましては、健やかで輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は1月1日から、能登半島地震と羽田の飛行機事故と災害が続きました。また、気候変動による災害、原油価格、物価高騰などの影響により、厳しい状況が続く一年となりました。

昨年を振り返りますと、コロナも収まり、畑詰区恒例の行事の多くが再開されました。5月の北コミグラウンドゴルフ大会、7月のユニカール大会、8月の夏まつり、おたのしみ食堂、9月の敬老会、大文字まつり、10月の北コミまどかレクスボ祭、11月の市民総ぐるみ防災訓練、12月の餅つき大会、1月のどんど焼きまで年間行事をそれぞれ開催できましたことは、区民の皆さまや各種団体役員、委員の皆さまのご協力のおかげと改めて感謝申し上げます。

令和7年は、巳年で新しい挑戦や変化に対して前向きな姿勢を示す年となっています。目標に向かっていろいろな面で取り組んでいきたいと思います。

本年も引き続き、区に対する変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



令和7年1月10日

区 民 各位

畑詰区

区 長 城戸 正信

畑詰区 「餅つき大会」の御礼

寒の入りを迎え、冷気日増しに深まるこの頃 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、畑詰区恒例行事の「餅つき大会」にはたくさんの方のご参加・ご協力をいただき、盛況のなか無事に終えることができました。

役員一同、心より厚く御礼申し上げます。

今後とも畑詰区の活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



はたづめっ子のお知らせ

1月～3月のはたづめっ子は、出前講座とリトミック教室を開催します。
たくさんの方のご参加をお待ちしています！

1月のはたづめっ子は都合により休止させていただきます

2月

出前講座「布あそび・凧製作」

れいわ子ども情報センターのスタッフ(保育士)さんを招いて、親子遊びをしたり製作をします。育児相談もできます。



日 時:2月27日(木) 10:30～11:30

申し込み締め切り日:2月25日(火)

3月

「リトミック」※くわしくは2月の回覧板でお知らせします。

北コミで人気のサークルの先生をお迎えして、リトミック教室を開催します。動きやすい服装でご参加ください。

日 時:3月25日(火)※曜日に注意!!

10:30～11:30

申し込み締め切り日:3月21日(金)



■お問合せ・お申込み 畑詰公民館 TEL092-571-0460

LINE からご予約の方へ

ご予約の際は ①開催日 ②保護者様のお名前 ③連絡先(電話番号)

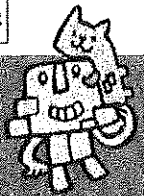
④お子さまのお名前と年齢 を記入して送信してください。



はたづめっ子 LINE



畑詰区公式 LINE



令和6年10月分（12月支給）の 児童手当より、法改正が行われます！



対象年齢の引上げ

支給対象年齢：
中学生年代（15歳に達する日以
後の最初の3月31日）までの児童

支給対象年齢：
高校生年代（18歳に達する日以
後の最初の3月31日）までの児童

所得制限の撤廃

所得によっては、
特例給付（一律5,000円/人）または
非該当（所得超過により支給なし）

所得に関わらず、**全員児童手当**
（特例給付・非該当の廃止）

多子加算増額&カウント対象年齢の引上げ

小学生年代以下の第3子以降の子
月額15,000円/人

高校生年代以下の第3子以降の子
月額30,000円/人

第3子の考え方：
高校生年代までの養育している
児童から数えて、3番目の児童

第3子の考え方：
大学生年代*までの養育している
子から数えて、3番目の児童

*大学生年代については、条件がありますので、裏面の注意事項をよくご確認ください。

支給月の変更

2月, 6月, 10月（年3回）に支給

偶数月（年6回）に支給

《裏面へ続く》

以下の方は、期限内に手続きが必要です

高校生以下の児童を養育している方で、

①所得超過や15歳の年齢到達により、手当を受給していない方

②多子加算があり、かつ、大学生年代の子を養育している方

※公務員の方は、法改正後も各職場からの支給になりますので、

手続き及びお問合せは、勤務先にてお願いします。

〈例〉パターンA 令和6年11月分の児童手当を2人分受給中

第1子:大学生

第2子:高校生

第3子:中学生

上記②に該当するため、手続きが必要。

手続きすれば、第3子について加算があるため、手当額が増額する。

パターンB 令和6年11月分の児童手当を1人分受給中

第1子:大学生

第2子:中学生

多子加算はないため、手続不要。法改正による手当額の改定なし。

パターンC 所得超過により令和6年11月分の児童手当を受給していない

第1子:中学生

第2子:小学生

第3子:未就学児

上記①(所得超過)に該当するため、手続きが必要。第3子について加算もある。



申請期間

初回の支給日は、
順次審査完了後です

令和7年3月31日（必着）

法改正による申請分は、10月分から遡って支給します。

現在児童手当を受給している人で、上記②に該当し、申請により
差額が生じる場合も、10月分から未払分を支給します。

申請方法

申請前に市ホームページの
ご確認をお願いします！

市ホームページ



- ・市子育て支援課宛に必要書類を郵送
- ・各コミュニティセンターまたは市子育て支援課に提出
(各様式は、窓口にある他、ホームページにも掲載中)

※注意事項※

- ・大学生年代とは、子が就職しているかどうかを問わず、「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（生年月日が平成14年4月2日以後の子）」です。
- ・大学生年代の子を多子加算のカウント対象とするためには、監護相当の世話を行っていることと生計費の負担をしていることが必要です。確認書の提出に加え、証明書類を求める場合があります。
- ・所得制限が撤廃された後も、児童の養育者（父母など）のうち、生計を維持する程度が高い者（原則、所得が高い方）が手当の請求者（受給者）となります。
- ・令和6年10月31日までに書類を提出していただき、認定が下りた方は、令和6年11月25日付で認定通知または額改定通知を発送済みです。ご確認をお願いします。